

2023 年度第 5 回日本数学会奨励研究生募集要項

1. 奨励研究生制度の趣旨

日本数学会の会員であって、学位(博士)取得後 5 年以内の有望研究者を
日本数学会奨励研究生 (以下, 奨励研究生)

として採用し、研究奨励金を支給します。

特に、経済的に困難な状況や研究施設が必ずしも十分ではない等の厳しい研究環境の下でも創意工夫を凝らして主体的に研究を進めている者を奨励することを目的としています。

2. 奨励研究生制度の概要

- (1) 奨励研究生の採用期間は 1 年間とし、研究奨励金 30 万円を支給します。ただし、奨励研究生への採用は 1 回のみとします。
- (2) 原則として、支給期間中または支給期間終了後 1 年以内に少なくとも 1 回日本数学会年会、または秋季総合分科会で一般講演等の講演を行って頂きます。その際、1 回分の国内旅費は日本数学会が負担します。
- (3) 支給期間中および支給後の出版論文で研究支援について謝辞を記載することを奨励します。その際、英文名称は、Foundation of Research Fellows, The Mathematical Society of Japan とします。
- (4) 支給期間終了時には報告書を提出して頂きます。

3. 申請資格

以下の(1)と(2)に該当することが必要です。

- (1) 日本数学会の会員であって、2023 年 4 月 1 日の時点で、学位(博士)取得後 5 年以内(学位(博士)取得が 2018 年 4 月 2 日以後)の研究者を対象とします。
学位(博士)取得見込みまたは会員申込中の者も申請可としますが、採用時には学位(博士)を取得済みで、会員となっている必要があります。
- (2) 2023 年度の日本学術振興会特別研究員(PD)に申請した者、または同年度外国人特別研究員(一般)において、招へい研究者として申請した者に限ります。

4. 採用条件（奨励研究生の資格）

以下の(1)，(2)，(3)の全てを満たしていることが必要です。

- (1) 日本数学会の会員であって、2023年4月1日の時点で、
学位(博士)取得後5年以内(学位(博士)取得が2018年4月2日以後)
の研究者であること。
- (2) 2023年度の日本学術振興会特別研究員(PD)に申請した者、
または同年度外国人特別研究員(一般)において、招へい研究者として申請
した者であること。
- (3) 2023年4月末日において下記のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 有職者(任期付助手・助教も含む)
 - (ii) 2023年度日本学術振興会特別研究員，外国人研究員（一般）またはそ
の内定者
 - (iii) 科研費等の資金による期限付きの研究員で年収額が概ね200万円以上
が見込まれる者

※ 2023年3月の日本数学会理事会で採用内定者を決定し、その後、内定者に
対して採用条件（奨励研究生の資格）を満たしているかの確認を行いま
す。資格を満たしていない場合は採用内定を取り消します。

※ 申請書類に虚偽の記載が含まれていることや、資格の確認において虚偽
の申告を行なったことなどが判明した場合は、奨励研究生の資格を失い、
研究奨励金の返還をお願いすることもありますので、注意してください。

5. 採用人数

10人程度。

6. 採用期間(支給期間)

2023年4月1日から2024年3月31日。

7. 申請手続き・申請期間

- (1) 本サイトから申請ファイルをダウンロードし、申請者情報・研究内容を記
入し、pdfファイルを日本数学会事務局に電子メールで送付してください。
電子メールアドレスについては以下の「11. 本募集に関する連絡先」を
ご覧ください。その際、件名は「奨励研究生」、メール本文の宛先は「日本

数学会奨励研究生係」としてください。

申請期間は、2022年11月1日10:00から2023年1月20日23:59までとします。

- (2) 申請は一人一件に限ります。
- (3) 申請後、4.採用条件の(3)で記載した不採用の条件(i)～(iii)に該当する見込みになった場合は、速やかに日本数学会事務局にメールで連絡してください。
- (4) 申請書類に虚偽の記載が含まれている場合や、上記(3)に該当するにもかかわらず、連絡を怠った場合などは、奨励研究生の資格を失い、研究奨励金の返還をお願いすることもありますので、注意してください。

8. 選考および結果の開示

選考委員会での選考後、3月の日本数学会理事会で採用内定者を決定します。その後、採用内定を通知するとともに採用条件（奨励研究生の資格）を満たしていることの確認手続きを行います。

確認の結果、資格を満たしている場合は4月の理事会で採用を決定します。奨励研究生の採用は遡って4月1日からとします。

奨励研究生の氏名は数学会ホームページ、数学通信誌上で発表します。

9. 採用内定後の必要な手続き

- (1) 採用内定通知書を受け取ったら、通知書別紙の確認書、学位取得証明書、および雇用契約書等の写し（職を得ている場合または科研費等の資金による期限付きの研究員で年収額が概ね200万円以上が見込まれる場合に限る）を事務局に提出して下さい。提出方法と提出期限は採用内定通知書でお知らせします。万一、期日までに書類の提出ができない場合は、必ず連絡をしてください。
- (2) 採用が最終決定をしましたら、奨励研究生としての宣誓書に署名し、郵送してください。
- (3) 研究奨励金の振り込みに関して、事務局から連絡をします。
- (4) 研究奨励金は所得税法上「雑所得」扱いとなるため課税対象になります。希望する場合は支払証明書を発行しますので、日本数学会事務局に申し出てください。居住地所轄の税務署で確定申告を行ってください。収支状況

の記録や領収書等の証拠書類を保存しておく必要があります。申告手続き等について不明な点がありましたら、ご自身で税務署等へお問い合わせください。

10. 奨励研究生の義務について

- (1) 日本数学会年会，または秋季総合分科会で一般講演等の講演を行って頂きます。その旅費の申請はオンラインでの講演申し込み終了後，日本数学会事務局にメールで連絡して行ってください。
- (2) 支給期間終了後，報告書の提出をお願いします。その体裁は問いませんが，(i)研究成果内容，(ii)出版論文，出版予定論文，プレプリントのリストをつけるようにしてください。
- (3) 支給期間中および支給後の出版論文で研究支援について謝辞を記載することを奨励します。記載する場合の英文名称は，「2. 研究奨励金制度の概要」の項目をご覧ください。

11. 本募集に関する連絡先

〒110-0016 東京都台東区台東 1-34-8 日本数学会奨励研究生係
E-mail: shourei(at)mathsoc.jp

- (1) 郵便物は，上記の住所にお送り下さい。その際，宛先名は「日本数学会奨励研究生係」として下さい。
- (2) 電子メールは上記のアドレスにお送り下さい。その際，件名は「奨励研究生」，メール本文の宛先は「日本数学会奨励研究生係」として下さい。